

## 美祢市と国立大学法人山口大学との包括的連携・協力に関する協定書

美祢市と国立大学法人山口大学は、施設・設備、人材などの資源及び教育研究成果等の交流を促進し、教育、文化等様々な分野で連携協力することにより相互発展に資するため、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携・協力のもと、相互の資源を活用し、教育、文化等様々な分野で相互に協力し、継続的な地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### (連携・協力事項)

第2条 両者は、地域課題の解決や地域政策の研究など、それぞれが有する資源を活用した組織的かつ効果的な取り組みを行うこととし、次の事項について連携・協力する。

- (1) 教育・研究に関すること
- (2) 地域観光・産業の振興に関すること
- (3) 健康・福祉に関すること
- (4) 国際交流に関すること
- (5) 美祢ジオパーク構想の推進協力に関すること
- (6) その他前条の目的に沿った諸課題に関すること

### (有効期間)

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、両者いずれかから、何らかの申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (協議)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、両者記名の上、各々1通を保有する。

平成26年 3月 5日

美祢市長

村田弘司

国立大学法人 山口大学長

丸車卓哉